

造船資料・用具の調査・保存活動の趣意並びに基本方針

日本船舶海洋工学会関西支部
造船資料・用具の調査・保存委員会

1.(保存活動開始の趣旨)

我が国現代の造船技術は幕末・明治期に欧米方式を導入してスタートして以来先人の叡智と努力により著しい進歩と様々な変遷を遂げてきた。特に近年は周辺技術の進歩にしたがって急速に変化し、とりわけ電子計算機の発展により劇的な変化を遂げている。あらゆる工程が従来の手作業を中心とした手法から電子計算機による手法に移行し、使用されなくなった在来手法、用具類は忘れ去られる危機に瀕している。

理論分野については各種論文集や出版物により記録保存がなされ将来とも検索が可能な状態にあると考えてよいが、特に設計、工作、試運転などの実際に船を作り上げる実務段階の手法、用具類は急速に失われようとしている。

これらの変遷の状況を記録に残し、かつ用具・原図などについて実物を保存することは技術史、文化史的観点から極めて有益であると考えられる。またある意味ではその変遷を身をもって経験してきた世代の義務であるとも思われる。すでに遅いかもかもしれないが、散逸、滅失してしまう前に、また経験した当事者が健在な間に、この作業を行い後世に引き継ぐ決意をしたものである。

既に一部の事物については個別企業のPRの一環として収集され一般向けに展示されているものもあるが、造船技術全般について客観的かつ系統的な保存活動は行われていないように思われる。

斯かる情況に鑑み、日本船舶海洋工学会関西支部では、このような活動も学会活動の一環であるとの認識に立ち保存に関する委員会を設置して学問的見地から保存活動を開始することになった。

2.(保存構想)

造船技術の発展過程を系統的に把握出来るように資料を収集、整理し保存する。

資料の収集は、団体あるいは個人の所有するもので所有者が提供可能なものの提供を受けて行う。

用具類については使用方法のほか背景となる理論など学術的な解説を付して展示する。

必要に応じ現場調査や、作業・資料の映像による記録採取等も行う。

理論的背景の解説や考察の適正さを保証するため保存委員会に学識経験者群を設ける。

更に展示のみに留まらず、技術研究者が容易にその資料・現物に接し、要すれば以前の考え方や手法を体験することも可能な体制と施設の整備を指向し、それらを通じて造船技術の継続的発展に寄与することを目指す。

展示は一般市民への公開も行い、海事思想普及の一助とする。

記録、展示、情報の発信に就いては各種媒体の活用を図る。

3.(保存対象)

保存対象は造船に関連する事物を中心とするが、収集の過程で提供を受けた或は見付かった造船関係以外の海事関係資料・事物についても同様に扱う。

ただし活動の着手順序として、当面は造船設計技術関係を主対象とする。

保存対象とするか否かの判定は保存委員会で行う。

4 .(保存・展示場所)

現時点では神戸大学大学院海事科学研究科海事博物館(以下博物館)(館長:石田憲治教授)とする。
理由は下記による。

- (1) 「昭和造船史」第 2 巻 6 5 8 頁に記載の通り我国に数少ない海事関係の博物館として認知されている。
- (2) 造船港湾都市神戸の学術施設にこのような資料が保存・展示されることは一般への開示の観点からも極めて好都合である。

収集物の所有に関しては提供者並びに博物館と学会との間で協議決定する。

蒐集物の分類、解説の作成などは保存委員会で立案する。

提供者の指示する事項について守秘義務を負う。

将来の展示方法などは蒐集の結果を見て関係者間で協議する。

以上

造船資料・用具の調査・保存委員会 運営要領

1. 本委員会は、日本船舶海洋工学会関西支部、細則第 12 条に基づく臨時委員会として設置する。略称は保存委員会と称する。
2. 本委員会は、事務所を日本船舶海洋工学会関西支部と同じ場所に置く。
3. 本委員会は、明治以降現在に至る我国造船技術の発展途上で創り出され活用された資料や用具類で現在では使用されなくなったもの等（理論分野を除く）を蒐集し、発展過程が系統的に把握できるように解説を付して保存することを目的とする。造船技術の継続的発展のために将来の技術者が容易にその資料・現物に接し要すれば以前の考え方や方法を追体験できるような体制と施設の整備に資することを指向する。
保存対象は造船技術に関する事物を中心とするが、蒐集の過程で提供もしくは発見された造船関係以外の海事関係の資料・事物についても同様に扱う。但し当面は造船設計関係を主対象とし、保管、展示は神戸大学大学院海事科学研究科海事博物館（以下博物館）に委ねる。
保管、展示を同博物館に委ねる理由は、同博物館がわが国に数少ない海事関係の博物館として認知されていること、及び造船港湾都市神戸の学術施設にこのような資料が保存・展示されることは一般への開示の観点からもきわめて好都合であると考えられることによる。
4. 本委員会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。
 - A. 寄託或は寄贈を受けるものに関する事項
 - (1) 支部会員或は団体会員（以下会員）への所蔵資料・用具類の提供依頼発動。
 - (2) 提供応諾資料・用具類の現地調査。寄託或は寄贈契約の準備。
 - (3) 寄託/寄贈が決定した資料・道具類の博物館までの運搬・搬入。
 - (4) 寄託/寄贈品のリスト作成、整理。
 - (5) 寄託/寄贈品の解説書作成。
 - B. 委員会が自ら行う事項
 - (1) 現場調査、作業状況の映像記録採取等
 - (2) 資料等の各種媒体による記録化等
 - (3) 展示情報の IT による発信等
 - C. 保管、展示についての協力
 - D. その他、本委員会の目的達成に必要な活動。
5. 本委員会の運営要領は、支部運営委員会にて承認する。
6. 本委員会は、委員長 1 名、および委員若干名とする。委員長及び委員は関西支部会員から支部長が選任し委嘱する。
委員は K シニアメンバーを主体とするが、学識経験者群として大学からも選任されるものとする。
7. 本委員会の設置期間は、3 年間（平成 22 年 10 月末日まで）とする。
但し期間終了時点で、目的とする活動の進捗状況により継続の可否を判断するものとする。
8. 本委員会の運営は委員の奉仕活動により行う事を原則とするが、資料収集に直接必要な経費は、日本船舶海洋工学会関西支部の費用によってまかなう。

付則：本運営要領は、平成 19 年 10 月 24 日の運営委員会において承認され、発効する。

以上

造船資料・用具の調査・保存委員会 組織

1. 本委員会は関西支部細則第 12 条に基づく臨時の委員会として設置されたものである。
2. 委員長の下にワーキンググループ、アドバイザーグループならびに幹事会を置く。
委員長 ワーキンググループ
(幹事会) アドバイザーグループ
3. 委員長
委員長候補は幹事会が推薦して委員会で承認し、関西支部支部長に委員長候補者として推薦する。
平成 19 年 10 月 24 日の運営委員会に於いて藤村 洋が委員長として承認された。
4. 幹事会
委員長及びワーキンググループメンバー若干名で構成し委員会の運営に付き企画、立案、庶務を行う。
幹事は当面、岡本 洋、城野隆史、南波壯八 とする。
5. ワーキンググループ
寄付、寄託に伴う手続き文書の作成、実地調査、運搬、搬入、整理、解説書の作成など収集・整理の実務を行う。
原則としてKシニアメンバーで構成する。
委員は当面、泉 江三(三菱)、内田 誠(神戸大学大学院、受け入れ側代表)、岡本 洋(川崎)、川崎邦夫(三井)、木村文興(三菱)、城野隆史(日立)、杉山和雄(名村)、南波壯八(三菱)、藤村 洋(三菱)とする。(50音順)
()内は旧所属等
上記は設計出身者が多いが、状況に応じ造船工作現場関係者が参加することもありうる。
6. アドバイザーグループ
学識経験者群であり大学から選出されたメンバーで構成する。
必ずしも常時委員会に出席することはないが、収集された用具類の解説書の作成や学術的考察等を行い学問的立場からの助言を与える。
アドバイザーメンバーは池田良穂(大阪府立大学大学院教授)、石田憲治(神戸大学大学院教授)、内藤 林(大阪大学大学院教授)とする。(50音順)
7. 委員長及び委員(アドバイザーメンバーを含む)は関西支部細則第 12 条の規定により、営委員会にて承認された後、支部長より委嘱状が発給される。
上記委員は委員長と共に平成 19 年 10 月 24 日の運営委員会において承認された。

以上